

許可番号 20-ユ-300326

許可年月日 令和 6年11月 1日

## 有料職業紹介事業許可証

(氏名又は名称) 株式会社唐沢農機サービス

(所在地) 長野県東御市本海野1642

上記の者は、職業安定法第30条第1項の許可を受けて、下記のとおり有料職業紹介事業を行う者であることを証明する。

令和 6年11月 1日

厚生労働大臣

福岡 資麿



記

- 1 取扱職種の範囲等  
全職種  
国内

- 2 事業所の  
名称 株式会社唐沢農機サービス 本社  
所在地 長野県東御市本海野1642

- 3 許可の有効期間 令和 6年11月 1日から令和 9年10月31日までとする。

## 有料職業紹介事業許可条件通知書

株式会社唐沢農機サービス

殿

厚生労働大臣

福田 資麿



令和 6年11月 1日付け許可番号 20-ユ-300326 の許可は下記の理由により次の許可条件を付して行う。

なお、この処分不服のあるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から6箇月以内（ただし、裁決のあった日の翌日から起算して1年以内）に提起することができる。

## （許可条件）

- 労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条の規定により使用を禁止されている児童の紹介を行わないこと。
- 貸金業又は質屋業と兼業する場合（法人の代表者又は役員が、他の法人等で兼業する場合も含む。）は、当該兼業する事業における債務者について紹介を行わず、また、債務者を求職者としなないこと。
- 変更の届出により有料職業紹介事業を行う事業所を新設する場合は、当該事業所においても、許可基準の所定の要件を満たすこと。なお、許可基準の1の要件を満たしつつ有料職業紹介事業を行うことのできる事業所数は、令和6年11月1日時点で1事業所までであること。
- 合理的な理由なく特定の求人者に限って職業紹介を行うものでないこと。
- 職業紹介事業所間における業務提携を行う場合は、次の事項を遵守すること。
  - 業務提携による職業紹介を実施し得る職業紹介事業者は、職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）の規定により適法に許可を受け、又は届出をした職業紹介事業者に限られるものであること。
  - 求職者に対する労働条件等の明示に係る職業紹介事業者の義務（法第5条の3第1項）は、求職の申込みを求職者から直接受理した職業紹介事業者が履行すること。ただし、当該職業紹介事業者が事業を廃止したこと等により、労働条件等の明示義務を履行できない場合には、業務提携を行う他の職業紹介事業者が履行すること。また、求人求職管理簿（職業紹介の取扱状況に関する事項及び離職の状況に関する事項に限る。）の備付に関する義務（法第32条の15）並びに職業紹介事業報告及び職業紹介の実績等に係る人材サービス総合サイトを利用した情報提供の義務（法第32条の16）は、業務提携を行う職業紹介事業者の間で取り決めた一者が履行すること。
  - 業務提携に際して求人又は求職を他の職業紹介事業者に提供しようとする場合には、あらかじめ求人者又は求職者に、業務提携の内容として提供先の職業紹介事業者に関する次の事項を明示し、求人者又は求職者が求人又は求職の提供に同意する職業紹介事業者に限って行うこととし、求人者又は求職者が求人又は求職の提供に同意しない場合には業務提携の対象としないこと。この場合において、求人者又は求職者が提携先ごとに同意又は不同意の意思を示すことができるような方法であれば、一度に複数の提携先について、同意又は不同意の意思を確認することとしても差し支えない。ただし、当面、一度に意思を確認する提携先は10以内とする。こと。
    - 事業所の名称及び所在地、許可番号
    - 法第32条の13及び職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号。以下「則」という。）第24条の5に規定する次の明示事項
      - 取り扱う職種の種類その他業務の範囲
      - 手数料に関する事項
      - 苦情の処理に関する事項
      - 個人情報の取扱いに関する事項
      - 返戻金制度に関する事項
    - 法第32条の16及び則第24条の8第3項に規定する次の事項
      - 就職者数（総数及び無期雇用の就職者数）
      - 無期雇用の就職者のうち就職後6箇月以内に離職した者の数
      - 無期雇用の就職者のうち就職後6箇月以内に離職した者に該当するかどうか明らかでない者の数
    - 必要に応じて職業紹介事業の実施地域、就職件数の多い職種、年齢、賃金及び雇用形態等

- (4) 職業紹介事業者が業務提携について明示し、その上で求人者又は求職者が求人又は求職の提携先への提供に同意した場合には、当該提携先は、法の規定により当該求人又は求職を受理しないことが認められる場合を除き、当該求人又は求職を受理するものとする。
  - (5) 提携先への提供に同意する求人又は求職とそれ以外の求人又は求職を分離して管理するとともに、個人情報の適正な管理（正確かつ最新のものに保つための措置、紛失、破壊、改ざんを防止するための措置等）について、より一層、的確に対応すること。
  - (6) 求職者に対してその能力に適合する職業を紹介し、求人者に対してはその雇用条件に適合する求職者を紹介するように努めること。
  - (7) 手数料はあつせんを行う職業紹介事業者による手数料の定め範囲内で当該職業紹介事業者が徴収するものとする。
- 6 国外にわたる職業紹介を行う場合は、次の事項を遵守すること。
- (1) 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、法第32条の1第1項の規定により取扱職種の範囲等として届け出た国以外を相手先国として職業紹介を行わないこと。
  - (2) 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他の出入国関係法令及び相手先国の法令を遵守して職業紹介を行うこと。
  - (3) 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、求職者に渡航費用その他の金銭を貸し付け、又は求人者がこれらの金銭を貸し付けた求職者に対して職業紹介を行わないこと。
  - (4) 国外にわたる職業紹介を行うに当たり、取次機関を利用するときは、次に該当する取次機関を利用しないこと。
    - a 相手先国において活動を認められていないもの。
    - b 職業紹介に関し、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、求職者の金銭その他の財産を管理し、求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結し、又は求職者に対して渡航費用その他の金銭を貸し付けるもの。
  - (5) 職業紹介に関し、求職者が他者に保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理され、又は他者が求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していることを認識して、当該求職者に対して職業紹介を行わないこと。
- 7 法第33条の6の規定による勧告を遵守すること。
- 8 専らインターネットにより対面を伴わない職業紹介を行うこと。対面を伴う職業紹介がなされた場合は、許可の取消対象となる。

(理由)

- 1 上記1の理由  
ILO第181号条約第9条の趣旨による。
- 2 上記2の理由  
貸金業又は質屋業を行う者が該当営業における債務者を紹介することにより、強制労働や中間搾取等の求職者保護に欠ける事態が発生することを防止する必要があるため。
- 3 上記3の理由  
許可後に届出により新設される有料職業紹介事業を行う事業所においても、有料職業紹介事業許可基準において定められた要件を満たすことにより、適正な事業運営を確保する必要があるため。
- 4 上記4の理由  
合理的な理由なく求人者を特定することにより求人者の利益に偏った職業紹介が行われる可能性があり、違法・不当な職業紹介になることを防止する必要があるため。
- 5 上記5の理由  
業務提携を行うことにより、求人者及び求職者の保護に欠ける事態が発生することを防止する必要があるため。
- 6 上記6の理由  
国外にわたる職業紹介については、求職者が国外の仲介事業者又は求人者等から借り入れや保証金・違約金等を徴収する契約を締結して入国すること等により国外の仲介事業者又は求人者等に対して弱い立場に置かれ、自由な職業選択が妨げられる可能性があるため。
- 7 上記7の理由  
労働力の需要供給を調整するため特に必要がある場合に行われるものであり、職業紹介事業者として遵守すべきものであるため。
- 8 上記8の理由  
職業紹介の適正な実施に必要な事業所の要件を満たす必要があるため。

## 手数料表

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

### 1 受付手数料

無し

### 2 成約手数料

求職者の就職が決定した場合には、求人者から、次のとおり成約手数料を申し受けます。

成約手数料の発生: 求職者の入社

手数料金額 : 120万円税別 / 1名

支払回数 : 月々20万円(税別) × 6回払い

支払期限 : 入社日の属する月の翌月23日払い

### 3 債務免除規定

求職者が入社日から6カ月以内に退職した場合には、退職日の属する月の翌月以降に支払う手数料は免除する。

長野県東御市本海野1642  
株式会社唐沢農機サービス本社

## 業務の運営に関する規程

事業所名 株式会社唐沢農機サービス本社

### 第1 求人

- 1 本所は、(取扱職種の範囲等)に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。  
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令(労働基準法及び職業安定法等)違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

### 第2 求職

- 1 本所は、(取扱職種の範囲等)に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込みは、本人が所定のウェブサイトページよりお申込みください。

### 第3 紹介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応じた職業に速やかに就くことができるよう努めます。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を紹介できるよう努めます。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファクシミリの利用若しくは電子メール等により明示します。
- 4 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
- 5 就職が決定しましたら求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

### 第4 その他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 本所の行った職業紹介の結果については、求人者から本所に対してその報告をしてください。

い。

また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から12箇月以内に離職(解雇された場合を除く。)したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。

- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所が職業安定法に基づく業務に関して広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 5 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。

6 本所の取扱職種の範囲等は、次のとおりです。

取扱職種:全職種

地域 :国内

7 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

令和6年7月17日

代表者 代表取締役 唐澤 健之

## 個人情報適正管理規程

1条 有料人材紹介業に関する個人情報を取り扱う事業所内の社員の範囲は、マーケティング事業部の社員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者望月梓とする。

2条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の社員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。

2 職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講する。

3条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。

2 個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

第4条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者とする。